

かかりつけ医機能報告制度について

令和 7 年 1 月 25 日（木）

福岡県保健医療介護部医療指導課

趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1) 医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- ・ かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(2) かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

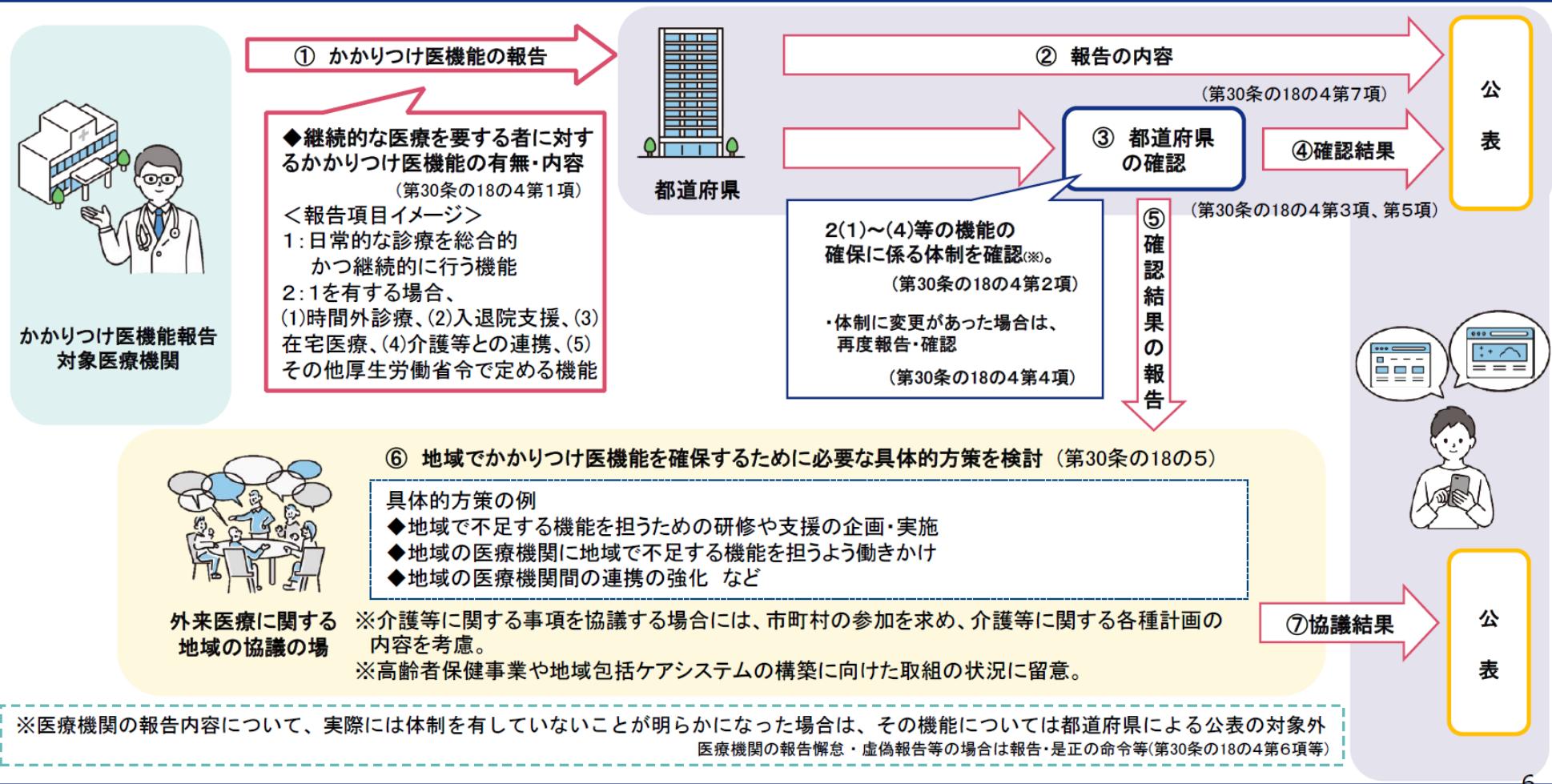
- ・ 慢性疾患有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求ることとする。
- ・ 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- ・ 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(3) 患者に対する説明（令和7年4月施行）

- ・ 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告の報告対象医療機関及び報告方法

かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関は特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所です。報告方法は、医療機能情報提供制度に基づく報告と同時に、医療機関等情報支援システム(「G-MIS」)、または、紙調査票を用いて行います。

報告対象
医療機関

特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所

報告方法

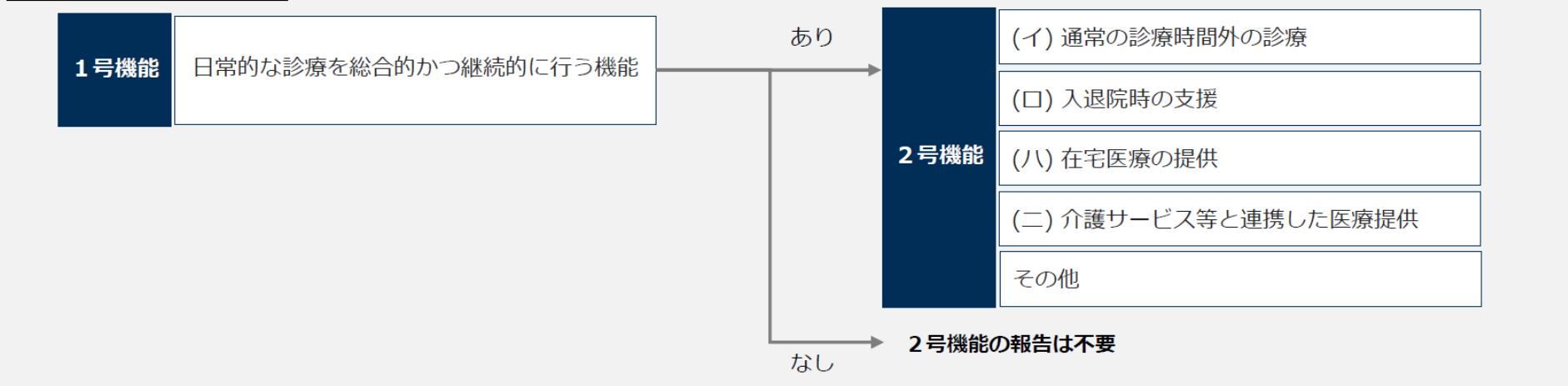
医療機能情報提供制度に基づく報告と同時に、医療機関等情報支援システム(「G-MIS」)又は 紙調査票により行うものとする

※原則としてG-MISによる報告が望ましいが、各都道府県において地域の実情も踏まえて運用可。

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

かかりつけ医機能報告の報告事項は、大きく1号機能と2号機能に分けられます。1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

1号機能と2号機能の関係



かかりつけ医機能「有り」となる要件

<1号機能>

- 以下の報告事項のうち、(★) を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。
 - 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
 - かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
 - 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
 - 一次診療を行うことができる疾患
 - 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

<2号機能>

- 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

報告事項の具体的な内容の例 (1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能)

1号機能の報告事項に係る具体例です。

1号機能の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢		
17の診療領域ごとの一次診療の対応可否 (一次診療を行うことができる疾患も報告)	①一次診療の対応ができる領域	<ul style="list-style-type: none"> ・該当無し ・皮膚・形成外科領域 ・神経・脳血管領域 ・精神科・神経科領域 ・眼領域 ・耳鼻咽喉領域 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器領域 ・消化器系領域 ・肝・胆道・膵臓領域 ・循環器系領域 ・腎・泌尿器系領域 ・産科領域 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人科領域 ・乳腺領域 ・内分泌・代謝・栄養領域 ・血液・免疫系領域 ・筋・骨格系及び外傷領域 ・小児領域
	②一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・該当無し ・貧血 ・糖尿病 ・脂質異常症 ・統合失調症 ・うつ (気分障害、躁うつ病) ・不安、ストレス(神経症) ・睡眠障害 ・認知症 ・頭痛(片頭痛) ・脳梗塞 ・末梢神経障害 ・結膜炎、角膜炎、涙腺炎 ・白内障 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑内障 ・近視・遠視・老眼 (屈折及び調節の異常) ・中耳炎・外耳炎 ・難聴 ・高血圧 ・狭心症 ・不整脈 ・心不全 ・喘息・COPD ・かぜ、感冒 ・アレルギー性鼻炎 ・下痢、胃腸炎 ・便秘 ・慢性肝炎 (肝硬変、ウイルス性肝炎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚の疾患 ・関節症 (関節リウマチ、脱臼) ・骨粗しょう症 ・腰痛症 ・頸腕症候群 ・外傷 ・骨折 ・前立腺肥大症 ・慢性腎臓病 ・更年期障害 ・乳房の疾患 ・正常妊娠・産じょくの管理 ・がん ・その他の疾患

報告事項の具体的な内容の例 (2号機能：通常の診療時間外の診療)

2号機能（時間外診療）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（時間外診療）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	①自院の外来患者又は家族からの平日準夜帯（概ね午後6時から午後10時）の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 有（診療時間外の診療対応）・ 有（診療時間外の電話対応）・ 有（複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応）・ 有（複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応）・ 無 <p>※意向の有無に係る選択肢は省略</p>
	②自院の外来患者又は家族からの平日深夜帯（概ね午後10時から明朝6時）の対応	同上
	③自院の外来患者又は家族からの休日の対応	同上

報告事項の具体的な内容の例 (2号機能：入退院時の支援)

2号機能（入退院支援）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（入退院支援）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
自院又は連携による後方支援病床の確保状況	①自院又は連携による後方支援病床（在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床）の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 有（自院による確保）・ 有（連携による確保）・ 有（自院及び連携による確保）・ 無 <p>※意向の有無に係る選択肢は省略</p>
	②連携医療機関名称 ※①について「連携による確保」又は「自院及び連携による確保」を選択した場合にのみ入力	

報告事項の具体的な内容の例 (2号機能：在宅医療の提供)

2号機能（在宅医療）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（在宅医療）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
自院又は連携による 在宅医療を提供する体制の 確保状況	①訪問診療の実施 ②自院において主治医として 管理している在宅患者数 ※①について「有」を選択した 場合にのみ入力	<ul style="list-style-type: none">• 有• 無 <p>※意向の有無に係る選択肢は省略</p> <ul style="list-style-type: none">• 1～10人• 11～30人• 31～60人• 61～100人• 101～150人• 151～200人• 201～300人• 301人以上

報告事項の具体的な内容の例 (2号機能：介護サービス等と連携した医療提供)

2号機能（介護サービス等との連携）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（介護サービス等との連携）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況	①地域の医療介護情報共有ネットワークの仕組みへの参加	<ul style="list-style-type: none">• 有• 無 <p>※意向の有無に係る選択肢は省略</p>
	②参加している情報共有ネットワークの名称 ※①について「有」を選択した場合にのみ入力	

今年度の定期報告について

○ 報告期間

令和8年1月1日～令和8年3月31日まで

○ 周知方法

- ・令和7年12月23日に対象医療機関に依頼文を発出。
- ・県ホームページにおいて、ガイドラインやG－MIS操作マニュアルを掲載。
- ・また、定期報告に係る説明動画を県で作成し、ホームページで配信予定。

(R8.1月中旬頃を予定)

【県ホームページURL】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakaritsukei.html>

福岡県トップページ>健康・福祉・子育て>医療>医療提供体制
>かかりつけ医機能報告について





AA

文字サイズ・背景色変更



音声読み上げ



Foreign language



やさしい日本語



県ホームページ画面

テーマから探す

目的から探す

組織から探す

検索

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [医療提供体制](#) > かかりつけ医機能報告について

かかりつけ医機能報告について



更新日:2025年12月4日更新 印刷

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)第30条の18の4項において、かかりつけ医機能報告制度が創設され、令和7年4月1日に施行されました。

本制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実・強化を図り、県民の医療機関の選択情報を提供することを通じて、医療サービスの向上につなげることを目指すとされておりま

制度概要

○医療機関は、慢性疾患有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支える必要なかかりつけ医機能について、都道府県知事に報告します。

○都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有すること

医療機関の皆様へ(定期報告のお願い)

報告対象の医療機関の皆様には、毎年1~3月に、県に対して、かかりつけ医機能報告を行っていただきますようお願いします。

報告対象医療機関

すべての病院及び診療所(特定機能病院及び歯科医療機関を除く)

報告方法

医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)にてご報告下さい。

[G-MISログイン画面はこちら](#)

(報告方法や操作方法等は下記マニュアルや操作手順動画をご確認ください。)

[かかりつけ医機能報告マニュアル\(医療機関用\) \[PDFファイル／5.41MB\]](#)

[かかりつけ医機能報告マニュアル\(G-MIS操作編\) \[PDFファイル／4.68MB\]](#)

[【医療機関用】操作手順動画](#)(厚労省HPにて掲載)

※インターネット環境が整備されていない等やむを得ない事由により、紙調査票での報告をご希望の場合は、紙調査票を発送しますので、 [FAX送信票 \[Wordファイル／21KB\]](#)にてご依頼ください。

報告時期

制度の概要や回答方法等をまとめた説明動画を作成予定です。

※配信は、令和8年1月中旬頃を予定しております。

かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン

-  [かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン\(第1版\)【PDFファイル／1.88MB】](#)
-  [かかりつけ医機能に関する取組事例集\(第1版\)【PDFファイル／6.32MB】](#)
-  [院内掲示様式\(例\)【Wordファイル／44KB】](#)
-  [患者説明様式\(例\)【Wordファイル／51KB】](#)
-  [医療機関向け制度周知リーフレット【PDFファイル／848KB】](#)
-  [協議に活用する課題管理シート\(例\)【PDFファイル／368KB】](#)
-  [協議の結果の公表シート\(例\)【Wordファイル／37KB】](#)
-  [かかりつけ医機能報告制度Q＆A集【PDFファイル／308KB】](#)

お問い合わせ先

G-MISのログイン・操作方法等に関するお問い合わせ

※ユーザ名やアカウントの発行、G-MISの画面操作方法、システム障害発生等についてはこちらにお問い合わせください。

厚生労働省G-MIS事務局

メール :helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

7 医指第 2562 号
令和 7 年 12 月 23 日

各病院・診療所の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
(医 療 計 画 係)

かかりつけ医機能報告制度に係る定期報告及び説明動画の配信等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、この度、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 31 号)による改正後の医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 18 の 4 第 1 項において、かかりつけ医機能報告制度が創設され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されました。

本制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実・強化を図り、県民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、医療サービスの向上につなげることを目指すとされており、医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項により、すべての病院及び診療所(特定機能病院及び歯科医療機関を除く)の管理者は、毎年 1 月から 3 月の期間に、かかりつけ医機能に関する情報の報告が義務付け(必須)されました。

つきましては、今年度の報告を下記のとおり依頼しますので、期間内にご報告いただきますようお願いします。

なお、本制度の円滑な実施に向け、以下のとおり説明動画の配信を行うこととしましたので、御多忙の折とは存じますが、御確認いただきますようお願いします。

記

【制度概要】

(1) 報告対象医療機関

県内すべての病院及び診療所(特定機能病院及び歯科医療機関を除く)

(2) 報告内容(報告基準日: 1 月 1 日時点)

①継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能(1 号機能)

※機能を有しない(該当しない)場合であっても報告が必要です。

②上記機能を有する医療機関における、以下の機能(2 号機能)

ア. 通常の診療時間外の診療(急変時対応を含む)

イ. 入退院時の支援(後方支援病床の確保、地域連携バスへの参加等)

ウ. 在宅医療の提供

エ. 介護サービス等と連携した医療提供

※詳細は、下記県HPに掲載の「かかりつけ医機能機能報告マニュアル」をご参照ください。

(3) 報告期間

令和 8 年 1 月 1 日(木)から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

※ 明けに医療機関等情報支援システム(G-MIS) 上にて改めて報告依頼を行う予定です。
※ G-MIS 上に登録されたメールアドレス宛に送信します。
(G-MIS アカウントを有していない医療機関には郵送)

(4) 報告方法

G-MIS にてご報告ください。

※ 原則として G-MIS での報告をお願いいたします。

※ やむを得ない事由により、紙調査票での報告をご希望の場合は、別添送信票に必要事項をご記入の上、FAX(092-643-3277)にて、送付をお願いいたします。



(5) 掲載ホームページ

県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakaritsukei.html>
福岡県トップページ>健康・福祉・子育て>医療>医療提供体制>かかりつけ医機能報告について

かかりつけ医機能報告制度に係る説明動画の配信について

今回の新たな報告制度の開始に際しまして、本県としまして、制度の概要や回答方法などをまとめた説明動画を以下のとおり作成する予定としております。

配信は、令和 8 年 1 月中旬頃を予定しておりますので、御確認の程どうぞよろしくお願いします。

【説明動画の概要】



(1) 掲載先

県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakaritsukei.html>
福岡県トップページ>健康・福祉・子育て>医療>医療提供体制>かかりつけ医機能報告について

※ 上記ホームページに動画視聴用の URL を掲載(令和 8 年 1 月中旬頃を予定)

(2) 説明内容

- ① かかりつけ医機能報告制度の概要等について
- ② G-MIS の操作方法について
- ③ 報告の方法について
- ④ その他

【G-MIS に関するお問い合わせ】

※ ユーザ名やアカウントの発行、G-MIS の画面操作方法、等についてはこちら。

厚生労働省 G-MIS 事務局

メール : helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号 : 050-3355-8230

(土日祝日を除く平日 9 時から 17 時まで)

【かかりつけ医機能報告制度に関するお問い合わせ】

担当部署 : 福岡県保健医療介護部医療指導課

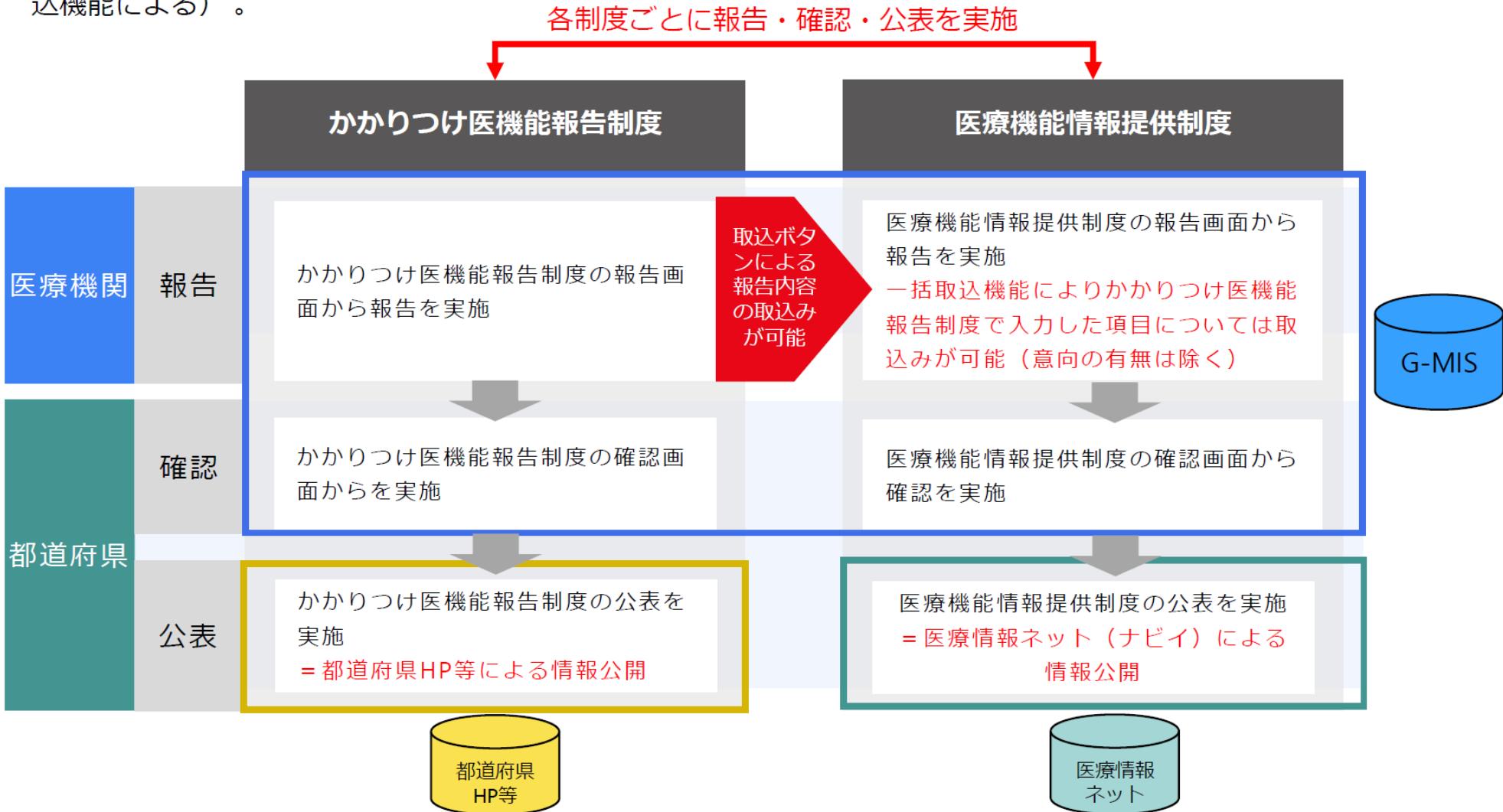
医療計画係

TEL : 092-643-3328 FAX : 092-643-3277

E-Mail: iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について

- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用については以下のとおりです。
- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度において、報告・確認・公表は各制度ごとに実施する必要がありますが、G-MISの機能を活用することにより、かかりつけ医機能報告項目の二重入力は不要となります（G-MISの取込機能による）。



報告に際して、御注意いただきたい点

かかりつけ医機能報告制度 と

医療機能情報提供制度 は

それぞれ別々に報告が必要です

※ 報告は原則「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」
にてお願いします。

やむを得ない事由により、紙での報告をご希望の場合は、
同封の各制度通知文の「報告方法」を御確認ください

※ かかりつけ医機能報告で入力した内容は、医療機能情報提供制度のG-MIS入力画面に一括で取り込みできます
(かかりつけ医機能報告から実施していただきますと便利です)

【問い合わせ先】

● G-MISのログイン・操作方法等に関するお問い合わせ

※ ユーザ名やアカウントの発行、G-MISの画面操作方法、システム障害
発生等については、こちらにお問い合わせください。

[厚生労働省G-MIS事務局]

メール : helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号 : 050-3355-8230 (土日祝日を除く平日9時から17時まで)

● かかりつけ医機能報告制度に関するお問い合わせ

担当部署 : 福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係

電子メール : iiryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号 : 092-643-3328

● 医療機能情報提供制度に関するお問い合わせ

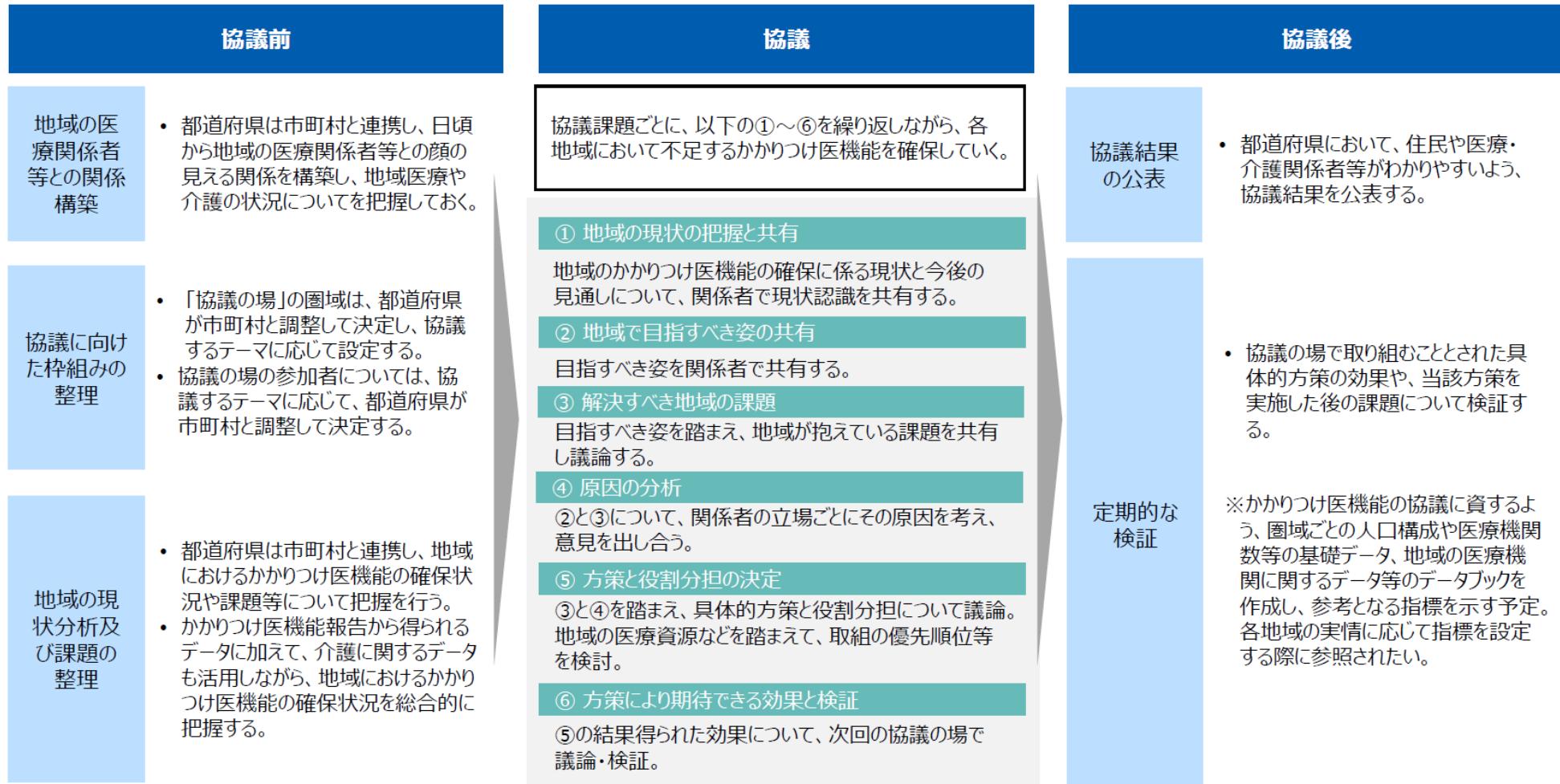
担当部署 : 福岡県保健医療介護部医療指導課災害医療係

電子メール : s-iryo@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号 : 092-643-3273

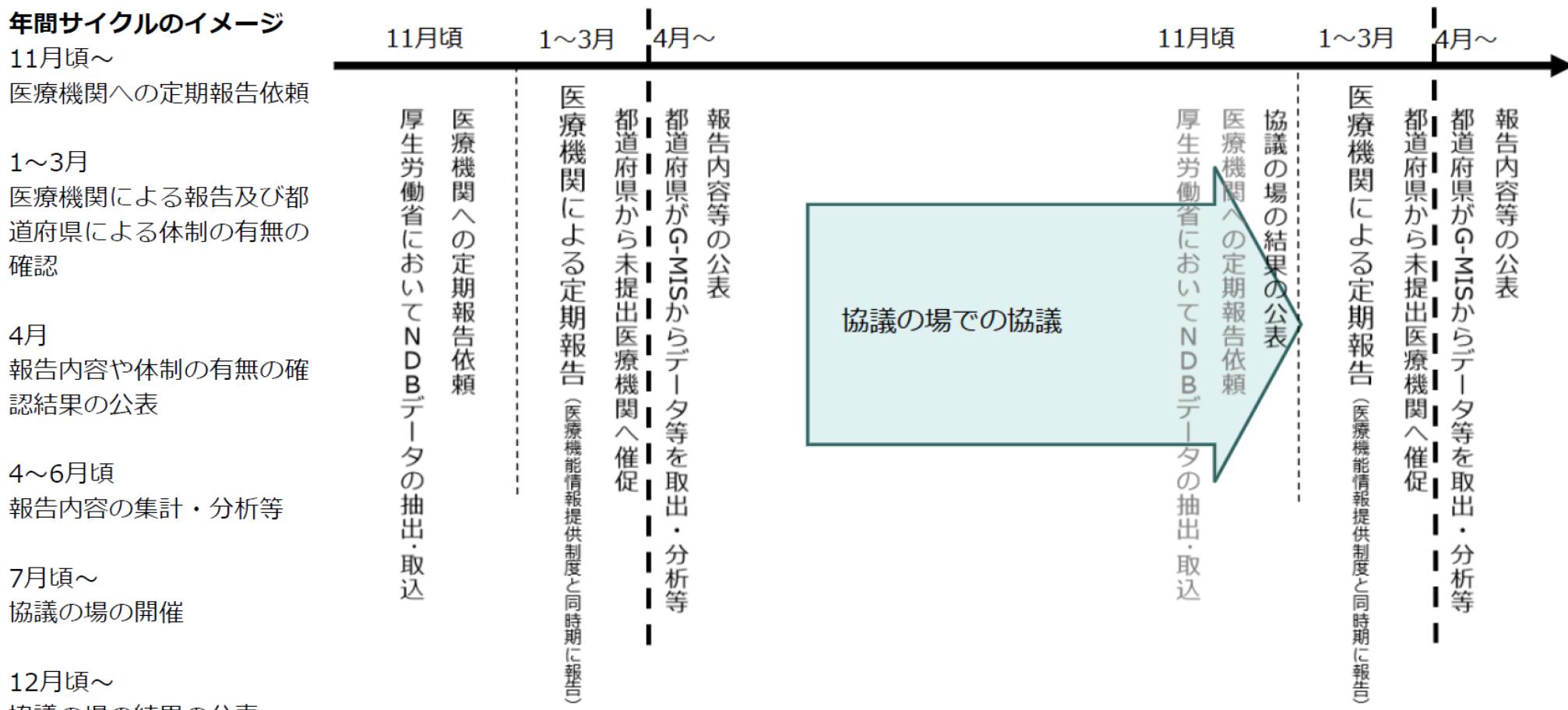
協議の場の進め方のイメージ

協議の場の進め方のイメージです。以下を参考に、協議の場の準備等を進めていただきますようお願いします。



かかりつけ医機能報告制度の年間スケジュール

医療機関からの報告期間は1月から3月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に行います。都道府県は医療機関の報告に基づき、かかりつけ医機能に係る体制の有無を確認の上、報告内容とともに公表、協議の場の開催を行います。



出典：令和6年5月24日 第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料(一部改)